

## 二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト補助事業）交付要綱第 4 条第 5 項の規定に基づき、同要綱第 2 条の補助事業（以下「事業」という。）の実施に関する要件その他の必要な事項を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 事業の要件

事業は、以下の要件を満たすものであること。

- ① 二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増強（以下「REDD+」という。）に向けた活動を行うとともに、同制度を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業であること。
- ② 事業の実施が事業実施国の環境・社会に悪影響を及ぼさないものであること。
- ③ 事業の成果として、温室効果ガス吸収・排出回避量を定量的に算定・検証できるものであること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。
- ⑤ 事業が JCM 事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があるると合理的に見込まれること。

#### (2) 補助事業者の要件

補助事業者は、以下の要件を満たす者であること。

- ① 事業を的確に遂行するに足る能力・実施体制が構築されており技術的能力を有すること。
- ② 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ③ 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- ⑤ 別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

(3) 交付の対象となる事業の範囲

- ① 事業の実施のための詳細設計。
- ② 継続的かつ適切な MRV 体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入。
- ③ JCM が署名された国において、クレジット発行に必要な手続（方法論・PDD・モニタリングレポートの作成等）に要する費用
- ④ 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係事業者・団体・地方自治体及び周辺地域住民等（以下「現地関係者」という。）の普及啓発。
- ⑤ 森林減少・劣化の要因となる活動を抑制するために必要な森林との共生手段確立に向けた現地関係者への技術移転及び訓練。

附 則

この実施要領は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。